

# つくば市記者会 御中

発信日：平成31年（2019年）2月14日（木）

発信元：つくば市総務部人事課

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

## 懲戒処分の公表について



「つくば市職員の懲戒処分等に関する公表基準」に基づき、職員の懲戒処分について公表します。

### 1 処分の概要

- (1) 被処分者 生活環境部水道工務課水道監視センター 主任主査 48歳 男性  
(2) 処分年月日 平成31年2月14日  
(3) 処分の内容 免職  
(4) 処分の理由 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号  
(5) 概要 平成28年8月20日、つくば市外で酒気帯び運転により検挙され、平成29年2月8日に運転免許を取消し（欠格期間2年）等の処分を受けた。  
このことについて、上司への報告義務を怠り、運転免許取消し後も、公用車や自家用車の運転を行った。  
さらに、平成31年1月11日（金）午後6時30分頃、下岩崎地内で普通乗用自動車が無免許運転していたとして、つくば中央警察署に現行犯逮捕されたもの。（1月12日プレスリリース済）  
(6) 管理監督責任 所長 口頭注意

### 2 処分の概要

- (1) 被処分者 児童館長 56歳 男性  
(2) 処分年月日 平成31年2月14日  
(3) 処分の内容 停職1月  
(4) 処分の理由 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号  
(5) 概要 平成31年1月21日（月）午後3時15分頃、被処分者が、市内児童館周辺において、男子児童の背後からでん部を蹴り上げ、拳で頭を叩いた。  
また、過去にも、被処分者が他の児童に対して、蹴ったり、拳で頭を叩くなどの不適切な行為があったもの。（1月24日プレスリリース済）  
(6) 管理監督責任 部長、次長、課長及び課長補佐 訓告

### 3 市長コメント

先般公表した職員の不祥事について、本日、懲戒処分を行いました。

職員の服務規律の確保については、訓示を行うなど、これまで再三わたり注意を喚起してきたにもかかわらず、本市職員がこのような不祥事を起こしたことは極めて遺憾であり、市民の皆様に対し、改めて深くおわび申し上げます。

対象職員に対しては、厳正な処分をもって対応したところであり、今後、再びこのような不祥事を起こさぬよう、市役所で働く全職員で常に緊張感を持って職務に専念し、市民の皆様の信頼を回復できるように取り組んでまいります。